

仕様書

1. 件名

レーザープラズマ加速技術開発における実験支援及びデータ取得支援労働者派遣
【有期プロジェクト業務】

2. 目的

本仕様書は、量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）関西光量子科学研究所にて「未来社会創造事業 レーザー駆動による量子ビーム加速器の開発と実証」の研究推進のために、高出力レーザー光を用いた荷電粒子の加速及びビーム計測器開発における実験支援及び実験データ取得支援に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務期間、業務時間、人員

- (1) 業務期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (2) 業務時間 月曜日～金曜日（休日及びQSTの指定する日を除く）
9:00～17:30（休憩時間60分を含む）
必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。
但し、労働時間が8時間を超える場合は休憩時間60分を与えるものとする。
派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。
- (3) 人員 1名
(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、担当職員と協議のうえ必要な処置を講じること。)

4. 就業場所

京都府木津川市梅美台八丁目1番地7
QST 関西光量子科学研究所
光量子ビーム科学部 高強度場科学研究グループ
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等
(組織の長：光量子ビーム科学部 高強度場科学研究グループ グループリーダー)

5. 組織単位

関西光量子科学研究所 光量子ビーム科学部
高強度場科学研究グループ

6. 指揮命令者

関西光量子科学研究所 光量子ビーム科学部
高強度場科学研究グループ グループリーダー

7. 派遣先責任者 関西光量子科学研究所 管理部 庶務課長

8. 業務内容

(1) レーザープラズマ加速実験支援業務

次に係る、高強度レーザー光の運転調整作業と荷電粒子加速実験装置設置作業（効果的な実験を行うために既存計測器を駆使して精密な作業を実施する。このため、高出力レーザー調整や真空配管、重量物精密アライメントに係る専門的な知識、技術または経験を必要とする業務）

- ①荷電粒子加速に係る高強度レーザーの運転・光軸調整・運転パラメータ変更・記録作業
- ②レーザー光のパラメータ（エネルギー、パルス幅、コントラスト、位置、スペクトル）計測・記録ソフトウェアの運用と記録作業支援
- ③真空配管部品の取付け、取外し作業
- ④電源ケーブル、信号ケーブル配線作業
- ⑤荷電粒子ビームライン用電磁石、永久磁石等のアライメント・設置作業
- ⑥荷電粒子ビーム計測器（電子エネルギー、プロファイル、電荷量、パルス幅）の設置作業
- ⑦簡単な機械加工品の製作作業

(2) 荷電粒子加速実験データ取得支援業務

次に係る、レーザープラズマ荷電粒子加速実験の実験条件やデータの取得を支援する業務（効果的な測定等を図るために、実験に合わせた計測効率化を実施する。このため、データ取得プログラミングに係る専門的な知識、技術または経験を必要とする業務）

レーザープラズマ荷電粒子加速実験時のデータ記録ソフトウェアの運用と記録作業支援

- ・荷電粒子プロファイル、位置
- ・荷電粒子エネルギーと強度
- ・荷電粒子ビームパルス幅計測装置のデータ取得プログラミング支援
- ・レーザー光のプロファイル、位置計測

(3) 荷電粒子加速実験支援一般業務

実験に用いる定期交換部品の管理と発注支援業務

9. 必要な資格等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

- (1) 高出力レーザーの運転及び光学調整が可能であること。
- (2) 放射線業務に従事できること。
- (3) 2tまでのクレーン運転及び玉掛け作業に関する資格または技能講習を修了していること。
- (4) LabViewなどにより、グラフィカルユーザーインターフェースを完備したデータ取得プログラミングが可能であること。
- (5) 文書作成ソフトやグラフ作成ソフトを使用でき、データの整理や資料作成が行えること。

10. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度
役職なし
11. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別
 - ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定しない」
 - ・派遣労働者を「60 歳以上の者に限定しない」
12. 服務等
 - (1) QST の職員とよくコミュニケーションを取り、円滑に業務を遂行できるよう努めること。
 - (2) QST が定める諸規程を遵守し、とりわけ安全及び衛生管理上の諸規程に従うこと。
 - (3) 契約期間中及び契約終了後も、業務上知り得た情報の利用、第三者への開示を行ってはならない。
 - (4) 一般健康診断については、派遣元が負担すること。
 - (5) 特殊健康診断については、QST が負担する。
 - (6) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。
13. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。
(提出先及び提出部数：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各 1 部提出)

 - (1) 仕様書「9. 必要な資格等」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
 - (2) 労働者派遣事業の許可証の写し（契約後）
 - (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書の写し（契約後）
 - (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。
 - (7) その他契約上必要となる書類（但し、不要な個人情報は黒塗りとすること）
※上記（5）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと。
(派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨(60 歳以上の場合はその旨)、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。) また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するかの別についての記載を含むこと。
14. 検査

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

15. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張経費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべく科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管および管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

（要求者）

部課（室）名：光量子ビーム科学研究所 高強度場科学研究グループ
氏名：小瀧 秀行